

○警備員指導教育責任者講習、現任警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施等に関する規則

平成17年11月18日
公安委員会規則第18号

警備員指導教育責任者講習、現任警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施等に関する規則をここに公布する。

警備員指導教育責任者講習、現任警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第2項第1号及び第8項並びに第42条第2項第1号の規定に基づき行う警備員指導教育責任者講習、現任警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(受講申込み)

第2条 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第4条第1項又は第13条に規定する県内に居住する者の警備員指導教育責任者講習又は機械警備業務管理者講習の受講申込書は、当該申込者の住所地又は当該申込者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出するものとする。

2 講習規則第4条第1項又は第13条に規定する県外に居住する者の警備員指導教育責任者講習又は機械警備業務管理者講習の受講申込書は、別に公安委員会が指定する警察署長を経由して公安委員会に提出するものとする。

3 現任警備員指導教育責任者講習受講申込書(別記第1号様式)は、当該講習が実施される日に、当該講習場所において公安委員会に提出するものとする。

(講師の指定)

第3条 警備員指導教育責任者講習、現任警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習は、公安委員会が指定した講師により行うものとする。

2 公安委員会の講師の指定は、講師指定書(別記第2号様式)を交付して行うものとする。

3 講師の要件の喪失、講師からの解除の申出又はその他の理由により、講師の指定を解除する場合は、講師指定解除通知書(別記第3号様式)を交付して行うものとする。

(講習修了証明書の再交付の申請)

第4条 講習規則第7条第2項又は第12条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書又は機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付申請書は、第2条第1項又は第2項の規定により警備員指導教育責任者講習又は機械警備業務管理者講習の受講申込書を提出した警察署長を経由して公安委員会に提出するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、講習の実施等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則


この規則は、平成17年11月21日から施行する。

附 則(令和3年3月19日公安委員会規則第8号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
別記第1号様式(第2条関係)

第2号様式(第2条関係)

講 師 指 定 書	
殿	
あなたを 講習の講師に指定します	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 	

第3号様式(第3条関係)